

令和7年度 第12回全体庁議（1月28日開催）

区分	審議・報告	案件名 (担当部)	(1) 使用料・手数料の改定について〔政策推進部〕
----	-------	--------------	---------------------------

■ 提案・報告の趣旨

令和7年11月の総務委員会において報告した、現行の使用料・手数料の検証結果を踏まえ、料金改定に向けた考え方を整理し、同内容を令和8年2月12日の総務委員会に報告するもの。

■ 提案・報告の主な内容(概要)

1. 基本的視点

料金設定における基本的視点は以下の通りとする。

- ①行政サービスの安定的、継続的な提供
- ②受益者負担の原則（負担の公平性の確保）
- ③行政サービスの目的達成（一定程度の税負担も必要）

2. 料金設定の考え方

コスト回収率100%料金を基本として、使用料については施設の性格に応じて受益者が負担すべきコストの範囲を区分するほか、手数料についてはコスト総額を対象とする。前回改定時（平成24年度改定）から施設の利用状況等が特に変化しているボロシリ自然公園については負担すべきコストの範囲を見直し、火葬場（市民利用）及び学校開放（文化事業）については有料化する。類似施設等と比較して、コスト回収率100%料金に割高感がある場合には、利用者が適正と実感できる水準に調整する。

3. 料金体系等の見直し

小中学生等の個人使用料の減免は継続し、利用者の利便性向上のため専用利用の料金体系を区分貸し（午前・午後・夜間等）から時間貸し（1時間）に変更するほか、冷暖房通気期間外の冷暖房料などの見直しを行う。

4. 激変緩和措置

料金改定による利用者の急激な負担増と、それに伴う利用控えを抑制するため、激変緩和措置を講じる。

■ 今後のスケジュール

- ・ 令和8年2月12日 総務委員会で審議
- ・ 令和8年5月頃 総務委員会で「改定後料金原案」を審議
- ・ 令和8年6月 市議会定例会に条例改正案を提案
- ・ 令和9年4月 改定後料金の適用開始

■ 審議結果

- ・ 同内容で、2月12日総務委員会へ報告することです承された。

■ その他、指摘事項等

- ・ 特になし